

No.28

2005年1月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第28回淀川部会の内容…………… P. 1
- 第28回淀川部会の説明資料より抜粋…………… P. 3
- 配付資料リスト…………… P. 7
- 淀川部会 委員リスト…………… P. 8
- これまで開催された会議等について…………… P. 9
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付…………… P. 10

平成16年12月18日（土）、第28回淀川部会が行われました。



【カラスマプラザ21にて】

第28回淀川部会の内容

資料1-1「河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目」、資料1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」を用いて、事業進捗状況に関して寄せられている委員の意見について説明がなされた後、意見交換が行われました。

第28回淀川部会結果報告

庶務作成

開催日時：2004年12月18日（土） 13：30～16：45

場 所：カラスマプラザ21 8階 大・中ホール

参加者数：委員17名、河川管理者13名、一般傍聴者56名

1. 決定事項

- ・事業進捗状況の各項目への意見（案）作成分担が決定した。下記の分担に従って、各項目への意見（案）をとりまとめた後、作成担当者・部会長・部会長代理が淀川部会意見書（案）を作成し、各委員に修正・異論がないかを照会する。異論がなければ、淀川部会意見として確定する。
- ・[調整会議でとりまとめた意見の修正] 川上委員、[治水-1] 寺田部会長、[治水-7-2 治水-9 治水-12-6] 川上委員、[環境-6 環境-8 環境-10 環境-18] 渡辺委員、[環境-22 環境-27] 倉田委員、[計画-1] 塚本委員、[環境-29 環境-35 環境-36] 大手委員、[環境-47 環境-53] 有馬委員

2. 審議の概要

資料1-1「河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目」、資料1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」を用いて、事業進捗状況に寄せられている委員の意見について説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り（例示）。

①調整会議のとりまとめ意見が出されている項目に関する意見交換

○利水-1 [5. 4(1) 利水者の水需要精査確認]

- ・調整会議の取りまとめ内容は適正なものだ（部会長）。

○利水-2 [5. 4(2) 水利権の見直しと用途間転用]

- ・「安易かつ恣意的」のうち「恣意的」に関しては語意が強いので、削除する。

○利水-4 [5. 4(4) 渇水対策会議の改正を調整（水需要の抑制）]

- ・これまでの渇水対策会議は、渇水時のみに開催される会議だったため、限界があった。今後は平常時でも開催していくということだが、水需要抑制につながるような会議になる可能性はあるのか（部会長）。
←昨年の3月以降渇水対策会議を5～6回程度開催して利水者や府県の方々に国土交通省の考え方を説明したり、意見交換を行っている。また、琵琶湖・淀川流域の再生という関係省庁や関係府県が集まった場で協議会を作って今後の琵琶湖・淀川水系をどうしていくかという協議を行っており、この中で今後の連携の枠組みが重要だという議論をしており、そういった枠組みができれば我々の意志を伝えていく場にしていかなければならないと考えている。（河川管理者）。

- ・河川管理者は連携して節水活動を有効にするための補助金等の活動は行っているのか。

←具体的に補助を行っているような状況ではないが、節水キャンペーンの中の一つとしてシンポジウムを開催した。

○利用-14 [5. 5. 3(5) 船舶航行環境影響検討]

- ・砂利船の航走波によって水際がえぐられているところもあるし、貝類が波にあらわれてしまうケースもある。また、ヨシに卵が付着している産卵期には影響が大きいのではないかと考えている。
- ・意見書（案）では「観光のための舟運はできるだけ制限されるべき」としているが、川から見てもらうことも大切だ。意見書では、もう少し柔らかい記述に改めた方がよいのではないか。
- ・川に親しみを持ってもらふ必要性はあるが、大型船による舟運はやめるべきだ。
- ・観光舟運には、エコツーリズムという概念も含まれている。舟運による環境への影響はあるだろうが、全面的に禁止するのではなく、環境への配慮やいくつかの条件を付ければ可能ではないか。

- ・船舶の航行を許可すると、プレジャーボートの規制が難しくなってくるのではないか。意見書では、河川環境が危機的状況にあるという中での舟運のあり方を考えて頂きたい。
- ・河川管理者が実施した舟運による環境への影響調査やモニタリングでは不十分だ。
- ・最終形の「淀川環境委員会」に関する記述は削除する。

②実施項目とされている事業進捗状況について

○治水-7-2 [5. 3. 1(1) 淀川高規格堤防整備事業（新町）]

- ・高規格堤防は、マンションができると、河川側から見て良くない。河畔林を植える等の工夫が必要だ。
- ・高規格堤防には、破堤しないという利点がある一方で、全川で実施するには財政的にも不可能。他にも、河川景観上の問題もあるため、高規格堤防だけに頼ってはいけない（部会長）。
- ・河川公園をリハビリ空間として活用するとのことだが、公園として造成するのは避けてほしい。

○治水-9 [堤防補強（淀川堤防強化委員会終了）]、治水-12-6 [堤防補強（下津屋地区）]

- ・堤防補強には反対しないが、弱い堤防を補強するだけではなく、越水による破堤にも効果のある堤防を目指すべきであり、そのために効果的なやり方と技術的な検討を進めるべきだ（部会長）。

○環境-10 [5. 2. 1(1) 横断方向の河川形状の修復を実施（下津屋地区）]

- ・高水敷を切り下げると堤防が弱くなるという地元住民の不安の声も聴いている。高水敷の切り下げ実施にあたっては、地元住民に十分な説明をした上で実施していくべきだ。

③検討項目とされている事業進捗状況について

○環境-22 [5. 2. 1(2) 縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）]

- ・魚道については、木津川上流河川環境研究会の魚道部会から情報を提供してもらった上で意見を作成しなければ、中身のない意見書になってしまわないか。
←研究会として結論を出せる段階ではないので、現段階でどこまで情報を提供できるのか、研究会と調整したい（河川管理者）。

○計画-1 [5. 1. 2(2) 河川レンジャー]

- ・河川管理者は、河川レンジャーの役割として「河川管理行為の支援」を挙げており、これに対して委員から「権限を与えるべき」との意見が出されているので、議論をしておく必要がある（部会長）。
- ・「河川管理行為の支援」が河川レンジャーの役割になるのであれば、やはり、何らかの権限が必要になるのではないかと考えている。
- ・ある程度の規約を先に作ってしまい、それを議論するという方向性もある。
- ・「河川管理行為の支援」の実効性をあげるためには、少なくとも、現場の声を尊重して施策に反映していくという役割は明確にしておくといけない（部会長）。
- ・河川レンジャーは、歴史教育担当、運動施設担当等、いくつかに区別して展開した方がよい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 4 名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・意見書（案）に現場の住民の声が反映されているのかどうか、大いに疑問だ。
- ・事業進捗状況の利水-4（渇水対策会議の改正を調整）への意見として、琵琶湖の水位を基準とした対応（例えば、BSL－60cmで取水制限をいくらにするとか、維持流量をいくらにする等、関連するところをセットで具体的に実施する）を盛り込んでほしい。
- ・大阪市では舟運を地域の活性化のために考えている。河川は上流・中流・下流で事情が違っており、特に下流の河川敷は大勢の人に利用されている。
- ・環境を重視している委員ばかりだ。次の委員会では、地元の意見を取り入れる委員を追加する等、委員バランスを考えるべき。また、地域の行政担当者も参加していない。これも改善すべき。
- ・事業進捗状況報告の治水-7-2（淀川高規格堤防整備事業（新町））への意見が委員から出されているが、この内容では弱い。高規格堤防への意見書は、他地域の高規格堤防事業にも影響を及ぼすので、より明確な考え方を示して頂きたい。

以上

※議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果報告及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第28回淀川部会の説明資料より抜粋

第28回淀川部会では、資料1-1「河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目」、資料1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」を用いて、事業進捗状況に関する委員の意見について説明がありました。以下に資料より一部を抜粋して掲載いたします。

■資料1-2より（抜粋）

（注）活発に意見交換が行われたものを中心に抜粋しました。なお、本資料は、第28回淀川部会で配布されておりますが、まだ案の段階であることにご留意ください。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-4	5. 4	渇水対策会議の改正を調整	—
●基礎原案(具体的な整備内容) 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。 利水者、関係自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策のほか、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。			
＜基礎原案への意見＞ 「渇水対策会議の改正を調整」は概ね適切と判断される。「各利水者間の安定供給確保への努力（投資）に応じた取水制限の考え方」は、投資力のある利水者が有利になるような、弱者切り捨てにつながる恐れがあるので、再検討されたい。 渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うために開催される「渇水対策会議」を、平常時から水利用実態を把握し、効率的な利水運用をはかる組織に改正することは重要である。しかし、現在でもできる種々の施策、例えば、水需要の精査確認や水需要予測手法・原単位などの公表などがなおざりにされている現状から考えると、河川管理者の意識改革が必要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-4	5. 4	渇水対策会議の改正を調整	—
●基礎案（具体的な整備内容） 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。 利水者、自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。			
＜基礎案への意見＞ 利水に関する具体的な整備内容として、「渇水対策会議」を、平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、住民の実践的行動を提起できる組織とすること」を実施することは、きわめて要を得たことで、その推進が期待されるところである。 しかし、重要なことは、渇水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織とするためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終ったり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、具体的に水需要抑制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある。 （寺田委員） 利水に関する具体的な整備内容として、「渇水対策会議を、平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、―――→住民の実践的行動を提起できる組織とすること」を実施することは、きわめて要を得たことで、その推進が期待されるところである。			

しかし、重要なことは、渇水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織とするためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終ったり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、具体的に水需要抑制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある。

（榎屋委員）

節水に関してラジオ・テレビ・パンフレットなどによるPRを行なっている。こういったことを実施していくことは今後も重要なことであるが、さらに、重要なこととして、具体的な節水行動へと誘導する仕組みがある。例えば、雨水貯留槽設置への補助制度や、その技術的なサポートシステムなど、一部の自治体で採用しているところもあり、こういったところと連携するののひとつの方策である。

今後、節水社会への誘導策として、こういった点について何らかの工夫と取り組みが必要と考える。

＜琵琶湖部会＞

（村上委員）

環境－30の意見を参照

＜猪名川部会＞

（本多委員）

水需要抑制に基づく節水のPRについてPRを一時的なキャンペーンに終わらせず、一定の目標を持ち将来達成出来る取り組みとして行い、地域ですでに組み込まれている自治体、NPOと連携して推進すること。河川レンジャーの課題とし流域住民の節水が進む普及啓発などの取り組みを進める。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-14	5. 5. 3	船舶運行環境影響検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・船舶の航行が河川環境に与える影響についても調査、検討を行う。 ●検討内容 ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。			
＜基礎原案への意見＞ 河川における船舶の航行は、水質をはじめ、環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討が必要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-14	5. 5. 3	船舶運行環境影響検討	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) ・船舶の航行が河川環境に与える影響についても調査、検討を行う。 ●検討内容 ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。			
＜基礎案への意見＞ 流域委員会は意見書で舟運の復活について、環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討を求めた。しかしながらその後の調査検討において、環境面の継続モニタリングが十分なされているのか今回の報告では不明である。船舶の航行が河川・河岸環境・水質に及ぼす影響として一般に航走波・航走音・水質悪化・底泥巻き上げによる汚濁・排気ガス汚染・燃料油油濁汚染などが考えられる。河川環境の保全を優先して考えると舟運復活は控え目の開発に留めるべきで、大災害発生時の水上緊急輸送を主たる目的とする船運は止むを得ないが、観光のための舟運はできるだけ制限されるべきである。航行範囲も限定し、河床掘削、低水護岸、水制工設置などの大規模改修は避けるべきである。 平成16年3月に開催された第5回淀川大堰閘門検討委員会に提出された資料によれば、航走波による影響、越波、底泥巻き上げ調査などが実施されたのは平成15年10月11,12両日のみにすぎない。しかし同検討委員会への報告資料には、これをもって「環境影響に関する基礎的な調査は一通り終えた。」と記されている。今回の「調査・検討」は、環境面からの調査としては不十分と言わざるを得ない。今後も試行とモニタリングを継続し、その結果はその都度「淀川環境委員会」に報告し、環境影響の回避を真摯に検討する必要がある。			

＜淀川部会＞

（倉田委員）

1. 航行可能条件

淀川本川の大阪府内中下流であれば、川幅・水深ともゆとりあり、平底型船舶であれば渇水時でも水深上、航行上の支障はない。

2. 船舶航行のメリット

2-1. 淀川を対岸へ横断交通する場合の直行路橋は少なく、迂回距離・時間が長く、通常生活行動の制約となっていることの解消希望が多いことへの対処策となる。

2-2. 災害時の陸上運輸の遮断・混雑に際しての緊急輸送手段としても備えうる。

3. 河川・河岸環境への影響留意点

航走波・航走音が及ぼす可能性がある以下の条件を満たす必要がある。水棲生物を駆逐・飛散させぬこと。当該河川区域のみでなく大阪湾海面域の水質悪化を促がさぬこと、そのためには河床（川底）の泥土巻上げ汚濁を可及的に抑制すること、及び船舶動力の燃油漏れ等による油濁汚染を可及的に抑制すること等が必須条件となる。

4. 諸影響抑制を考慮した実施必要条件

4-1船舶の積載量の如何に拘らず3～5ノットの船速に制限すること。

4-2淀川中下流域の両道路を接続する航路を4～5ヶ所以上設け、非常緊急時は毛馬間門を経て大阪湾口への航路も用意することが望ましい。

4-3棧橋は、緊急時物資輸送にも備えるため、河岸に平行したプラットホーム型が望ましい。

5. 生物多様性保全確認の指標を定めて、毎年次その生存点検の配慮、平成16年、当該水域へのボラの遡上が確認されている状況などを阻害せぬことなどを判断指標となりえよう。

（紀平委員）

震災や大火等の災害時の水上緊急輸送を主たる目的とする舟運は理解できるが、河川管理者としては観光を目的の1つに入れるのは賛同できない。観光のための舟運はできるだけ制限されるべきであり、自治体や観光組合などにまかせるのではなく、河川管理者は主体的に指導していくべきである。

船舶の航行は、水質や環境への影響が大きく、モニタリング調査の結果から厳しい規準が定められるべきである。

今回の「調査・検討」の概要については、利用面からの調査が多く、環境面から、とくに生物に与える影響としては航送波による水際のヨシ帯の写真が掲載されているだけである。しかも20cm程度の波では「水際植生」に影響は少ないと結論を出している。水際はヨシ帯とは限らず、裸地もあれば湿性植物が生えているところもあり、今後はさらに詳細な調査をしてほしい。

「淀川水面利用調整協議会」は環境調和を目的とした航行規制を策定するとあるが、環境調査の結果を十分踏まえて環境面を重要と考え船舶の大きさや機能などを検討してほしい。

（山本委員）

流域委員会は平成15年12月意見書において、舟運の復活について、環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討を求めている。

しかしながらその後の調査検討において、環境面の継続モニタリングが十分なされているのかは今回の報告では不明である。

平成16年3月に開催された第5回淀川大堰閘門検討委員会に提出された資料によれば、第26回淀川部会（平成16年10月19日開催）に提出された資料1－1※ p17, p21ほかの航走波による影響、越波、底泥巻き上げ調査などが実施されたのは平成15年10月11, 12両日である。

また、第5回淀川大堰閘門検討委員会への報告資料には、これをもって、「環境影響に関する基礎的な調査は一通り終えた。」と記されている。

慎重なモニタリングを継続、「淀川環境委員会」に報告し、環境影響への回避の真摯な検討をすることが必要である。

（田中委員）

概ね賛同ですが燃料や排気について最初に厳しい規制が必要です。多面から利用要望が予想されることから、水上バイク、プレジャーボートなど琵琶湖の状況を教訓とすべきと思われます。又河口近くに柴島浄水場があり、飲料水として安全性に影響を及ぼさない事が最も重要ですが、それをどのようにクリアーできるのか、水質の保障を示す必要があると思われます。

（渡辺委員）

近年、自治体や住民から川に向いた街づくりや、川と水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声が高まってきたことは確かである。また、阪神・淡路大震災を踏まえての水上交通といった観点から舟運も見直されてきており、淀川周辺の大規模災害時における水上緊急輸送の整備も着々と進められていることに一定の評価をしたい。しかしながら、自治体や民間企業の舟運復活に対する意見の中には、単に観光目的を強調するものも多く、これらをそのまま受け入れれば、将来的には観光産業のみが先行し、いわゆる環境との共存が難しくなることが心配される。ここにおいて、観光目的に片寄らない環境にやさしい舟運の復活を検討しなければならない。そこで、まずは、舟運復活は控え目の開発に留めるべきことを提案したい。その航行範囲も上流は三川合流地点までとし、下流は淀川大堰閘門から大阪湾までとすることで、上流域までの河床掘削や水制工設置などの大規模改修が押さえられ、河川環境に及ぼす影響は少なくなると思われる。河川管理者においては、災害時の緊急用舟運整備事業以外に舟運による都市交通網整備や観光面における開発に対し、地域の積極的要望を歓迎する姿勢が伺えるが、まずは生態系や自然環境保全を前提にして、河川整備の検討を行い、航行規則や水質基準をしっかりと決めていただきたい。現在においても、水上バイクやプレジャーボートの航行が問題となっており、将来的にもこの辺の兼ね合いが心配される。また、現在も淀川流域においては、各種の船が運航しているが、水質や生態系への影響の心配等、航行規則や水質基準も整っていない中で、河川管理者はこれらに対してどのような対策を施しているのかを示していただきたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-6-1 ～6-5	5. 3. 1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川

●基礎原案(具体的な整備内容)

・高規格堤防

現在、高規格堤防を整備中の各地区は、完成を目指し、継続して実施する。

治水-6-1 点野地区

治水-6-2 新町地区

治水-6-3 江川地区

治水-6-4 牧野北町地区

関係行政機関と調整中の下記地区は、早急に事業着手を目指す。

治水-6-5 大庭地区

＜基礎原案への意見＞

治水－5に同じ

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-2	5. 3. 1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川（地点：新町）

●基礎案（具体的な整備内容）

・高規格堤防

現在、高規格堤防を整備中の新町地区は、完成を目指し、継続して実施する。

＜基礎案への意見＞

＜淀川部会＞

（山本委員）

整備による治水効果、都市環境向上効果等の調査が必要である。

淀川左岸は、重点的に高規格堤防がすすめられているが、堤防完成後、町側への越水状況の変化によるハザードマップの見直しなどが必要である。

配付資料リスト

●第28回淀川部会 配付資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y28-A
資料1-1	河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目 ※第26回淀川部会（H16. 10. 19）提出資料	Y28-B
資料1-2	河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）	Y28-C
資料2	委員会における今後のスケジュール	Y28-D
参考資料1	委員および一般からのご意見	Y28-E

注： 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP. 10の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

淀川部会 委員リスト

2004. 12. 17現在
（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所 属 等	備考（兼任）
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	環境・利用部会 住民参加部会
2	今本 博健	洪水防御 （河川工学、水理学）	京都大学 名誉教授	治水部会 利水部会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	治水部会
4	荻野 芳彦	農業関係（農業水利）	大阪府立大学大学院 農学生命科学研究科 教授	利水部会 住民参加部会
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 （水環境保全ネットワーキング・ 市民活動）	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長	環境・利用部会 利水部会 住民参加部会
6	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事	環境・利用部会
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	住民参加部会
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 （自然哲学）	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	環境・利用部会 住民参加部会
9	谷田 一三	動物 （河川生態学、昆虫分類系統学）	大阪府立大学総合科学部 教授	環境・利用部会
10	田村 悦一	法律（行政法）	京都橘女子大学文化政策学部 教授 立命館大学 名誉教授	住民参加部会
11	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 （幅広い分野の人のネット とコーディネイト）	子どもと川とまちのフォーラム 副代表	住民参加部会
12	寺田 武彦 （部会長）	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	利水部会 住民参加部会
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 教授	環境・利用部会
14	槇村 久子	地域・まちづくり （地域計画・景観文化論）	京都女子大学現代社会学部 教授 （社）なら女性フォーラム 副理事長	環境・利用部会 利水部会
15	榊屋 正 （部会長代理）	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	環境・利用部会 治水部会 利水部会
16	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	環境・利用部会 治水部会
17	和田 英太郎	水質（同位体生態学）	地球環境フロンティア研究センター プログラムディレクター	環境・利用部会
18	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	環境・利用部会

注：対象分野欄の（ ）は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

第28回淀川部会（平成16年12月18日）までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会		琵琶湖部会		淀 川 部 会		猪 名 川 部 会	
第1回 ～第6回	平成13年開催	第1回 ～第8回	平成13年開催	第1回 ～第10回	平成13年開催	第1回 ～第6回	平成13年開催
第7回 ～第15回	平成14年開催	第9回 ～第20回	平成14年開催	第11回 ～第20回	平成14年開催	第7回 ～第17回	平成14年開催
第16回	H15/1/17（金）	第21回	H15/1/29（水）	第21回	H15/7/5（土）	第18回	H15/7/1（火）
第17回	H15/1/24（金）	第22回	H15/5/19（月）	第22回	H15/8/26（火）	第19回	H15/9/2（火）
第18回	H15/2/24（月）	第23回	H15/6/10（火）	第23回	H15/10/13（月）	第20回	H15/10/9（木）
第19回	H15/3/27（木）	第24回	H15/7/18（金）	第24回	H16/8/25（水）	第21回	H16/9/1（水）
第20回	H15/4/21（月）	第25回	H15/8/25（月）	第25回	H16/9/17（金）	第22回	H16/10/21（木）
第21回	H15/5/16（金）	第26回	H15/9/24（水）	第26回	H16/10/19（火）	第23回	H16/11/2（火）
第22回	H15/6/20（金）	第27回	H15/10/23（木）	第27回	H16/11/30（火）	第24回	H16/12/3（金）
第23回	H15/7/12（土）	第28回	H16/10/13（水）	治 水 部 会		利 水 部 会	
第24回	H15/9/5（金）	第29回	H16/11/8（月）	第1回	H15/3/8（土）	第1回	H15/3/8（土）
第25回	H15/9/30（火）	第30回	H16/12/15（水）	第2回	H15/3/27（木）	第2回	H15/3/27（木）
第26回	H15/10/29（水）	環 境 ・ 利 用 部 会		第3回	H15/4/10（木）	第3回	H15/4/14（月）
第27回	H15/12/9（火）	第1回	H15/3/8（土）	第4回	H15/4/14（月）	第4回	H15/9/2（火）
第28回	H16/2/26（木）	第2回	H15/3/27（木）	第5回	H15/8/25（月）	第5回	H15/10/24（金）
第29回	H16/5/8（土）	第3回	H15/4/10（木）	第6回	H15/10/24（金）	3 ダ ム サ ブ W G	
第30回	H16/6/22（火）	第4回	H15/4/17（木）	ダ ム W G		第1回	H16/8/7（土）
第31回	H16/7/29（木）	第5回	H15/5/29（木）	第1回	H16/7/11（日）	第2回	H16/9/11（土）
第32回	H16/8/24（火）	第6回	H15/8/25（月）	第2回	H16/7/18（日）	第3回	H16/11/8（月）
第33回	H16/9/29（水）	第7回	H15/10/15（水）	第3回	H16/7/25（日）	川 上 ダ ム サ ブ W G	
第34回	H16/10/25（月）	住 民 参 加 部 会		第4回	H16/8/19（木）	第1回	H16/8/3（火）
第35回	H16/11/16（火）	第1回	H15/2/24（月）	第5回	H16/9/23（木）	第2回	H16/9/3（金）
そ の 他	設立会 発足会	第2回	H15/3/27（木）	第6回	H16/10/4（月）	余 野 川 サ ブ W G	
	第1回 合同懇談会	第3回	H15/4/11（金）	第7回	H16/10/18（月）	第1回	H16/8/11（水）
	第1回 合同勉強会	第4回	H15/4/18（金）	第8回	H16/11/10（水）	第2回	H16/9/22（水）
	シンポジウム	第5回	H15/5/27（火）	第9回	H16/12/1（水）		
	拡大委員会	第6回	H15/8/28（木）	第10回	H16/12/5（日）		
提言説明会		第7回	H15/10/23（木）	しっかりしてや！！ 流域委員会		H16/2/28（土）	
		平成13年開催		ファシリテーターとの 検討会		H16/5/15（土）	
		平成14年開催		大戸川、天瀬ダム意見交換		H16/9/26（日）	
		H15/1/18（土）		丹生ダム意見交換会		H16/9/27（月）	
				住民の意見を聞く会		H16/12/5（日）	

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲 覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

■TEL 06-6222-5870

■FAX 06-6222-5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研（株）



淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No. 28

2005年1月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

.....
研 究 員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本

事務担当：山根

〒542-0042 大阪市中央区今橋 4-2-1 (大阪富士ビル8階)

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E - mail : yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源開発公団 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。